

○白子町住宅リフォーム補助金交付要綱

平成24年 3月16日告示第32号

改正

平成27年 3月30日告示第37号

平成29年 3月 1日告示第 9号

平成30年 7月 1日告示第86号

令和 2年 5月22日告示第67号

白子町住宅リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の生活環境の向上及び定住促進に資するとともに、緊急地域経済対策として町内産業の活性化及び雇用の創出を図るため、町内施工業者により住宅のリフォーム工事を行った者に対し、予算の範囲内において、白子町補助金等交付規則（昭和47年白子町規則第1号）及びこの要綱に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する住宅をいう。
- (2) 併用住宅 居宅の他に店舗、事務所及び賃貸住宅等の部分のある住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）をいう。
- (3) リフォーム工事 前2号に掲げる住宅で次に掲げる工事等をいう。
 - ア 建物の内外装の改修工事
 - イ 居室、浴室、玄関、台所及びトイレ等の改修（コミュニティ・プラント等接続工事は除く。）
 - ウ 道路に面するブロック塀・石塀の撤去工事並びに生垣・フェンス等設置工事
 - エ アからウに掲げるもののほか、町長が必要と認めた工事
- (4) 町内施工業者 白子町内に本店を有する法人又は個人事業主で、リフォーム工事を行うものをいう。

(補助対象工事及び補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる工事は、別表に掲げる工事とする。

2 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者で、町内施工業者によりリフォーム工事を行ったものとする。ただし、1住宅につき、1回限りとし、ブロック塀・石塀の撤去工事並びに生垣・フェンス等設置工事についても同一敷地内で一回限りとする。

- (1) 白子町に住民登録し、現に白子町に居住していること又はリフォーム工事後に町外から白子町に転入（白子町に住民登録し、居住）することを確約していること。

- (2) 世帯全員が町税（国民健康保険税等を含む。）の滞納がないこと（転入することを確認する者については、前の居住地において市町村民税その外の税金及び国民健康保険料等の滞納がないこと）。
 - (3) コミュニティ・プラント等町有施設使用料の滞納がないこと。
 - (4) その者又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団の構成員若しくは準構成員でないこと。
 - (5) 当該年度内に工事が完了すること。
 - (6) 対象となるリフォーム工事について、白子町で実施している他の制度による補助金、助成金又は保険給付金を受けていない者であること。
 - (7) 交付額確定（第11条の規定による補助金の額の確定をいう。以下同じ。）の日から10年以上継続して、対象住宅に居住及び住所を有すること。
- 3 前項第6号の規定は、当該リフォーム工事以外の経費について、白子町で実施する他の制度による規定の適用を妨げるものではない。

（補助対象金額）

第4条 補助の対象となるリフォーム工事は、工事金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が20万円以上のリフォーム工事に要した費用とする。

- 2 前項の場合において、併用住宅のリフォーム工事については、個人住宅部分を補助対象とし、共用部分については床面積の割合で按分し、補助対象を算出する。
- 3 ブロック塀・石塀の撤去工事並びに生垣・フェンス等設置工事のみの場合は、工事金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が10万円以上の工事に要した費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、リフォーム工事に要した工事金額の100分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、20万円を限度とする。ただし、ブロック塀・石塀の撤去工事並びに生垣・フェンス等設置工事の場合は、10万円を限度とし、同一敷地内で合わせて工事を行う場合は、各々の限度額を適用し30万円を限度額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、白子町住宅リフォーム補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（ただし、町内に住所を有し申請書の個人情報の閲覧に同意した場合は省略可）
- (2) 世帯全員の納税証明書（ただし、町内に住所を有し申請書の個人情報の閲覧に同意した場合は省略可）

- (3) 転入確約書（別記様式第2号）（町外に住所のある者に限る。）
- (4) リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真
- (5) リフォーム工事見積書の写し
- (6) リフォーム工事の内容を明らかにする図面
（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、白子町住宅リフォーム補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第8条 申請者は、前条の規定による交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに白子町住宅リフォーム補助事業変更（中止）承認申請書（別記様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更箇所の写真
- (2) 変更後のリフォーム工事見積書の写し
- (3) 変更内容を明らかにする図面
- (4) その他町長が必要と認める書類

（変更承認及び変更交付決定）

第9条 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更等の承認の可否を決定し、白子町住宅リフォーム補助事業変更（中止）承認通知書（別記様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第10条 申請者は、補助金に係る住宅のリフォーム工事が完了したときは、完了後速やかに、白子町住宅リフォーム補助金実績報告書（別記様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 契約書又は請書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) リフォーム工事後の住宅状況を明らかにする写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、実績報告書の提出があったときは、その報告書の審査又は必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、白子町住宅リフォーム補助金交付確定通知書（別記様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた申請者は、補助金の交付を受けよう

とするときは、白子町住宅リフォーム補助金交付請求書（別記様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消）

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- （4） 第3条第7号の要件を満たさなくなったとき（死亡、入院その他やむを得ない事情があると認められるときを除く。）。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 第3条第7号の要件を満たさず、交付額確定の日から起算して、対象住宅に10年以内に居住しなくなった場合は、10年に満たない期間分（補助金を10年で除した金額を1年として計算する。）を返還させることができる。

（効果の確認）

第16条 町長は、補助金の交付による効果を確認するために、補助対象者の同意を得て、当該補助対象者に係る交付額確定の日から10年以内に限り、当該補助対象者の住所及び当該補助対象住宅の状況その他必要な事項を確認することができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、白子町住宅リフォーム補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日告示第37号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月1日告示第9号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年7月1日告示第86号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年5月22日告示第67号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、この告示は令和2年4月1日から適用する。

別表

白子町住宅リフォーム補助対象工事一覧

施工箇所	番号	工事内容	判別	摘要
				注：バリアフリー工事及び耐震補強工事については、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費」及び「木造住宅耐震改修事業補助金」の補助部分は除外とします。 ※対象となる工事はすべて建築物内の工事となります。
【基礎・土台】				
	1	基礎・土台の補強・修繕・取替え	○	
	2	しろあり駆除のみ	×	
	3	しろあり駆除後の補修・取替え	○	基礎・土台・柱・床材等の補修・取替えを含む。
【屋根】				(この工事に伴う必要な改修を含む。)
	1	塗替え・塗膜の新設	○	
	2	屋根材の葺替え	○	
	3	屋根の下地材を補修・取替え	○	
	4	バルコニー床に防水新設・既設取替え	○	
	5	横とい・駁といの取替え・修繕	○	
【外壁】				(この工事に伴う必要な改修を含む。)
	1	塗替え・塗膜の新設	○	
	2	外壁の張替え	○	カバー工法(既設の上に新設)による張替えを含む。
	3	外壁下地補修・取替え	○	
	4	ひび割れ補修	○	
	5	外壁モルタル剝離・剥落部分の補修	○	
	6	外壁の漏水防止に伴う補修	○	
【内装】				
床工事				
	1	フローリング張り新設・張替え・補修	○	
	2	畳の取替え・表替え・裏返し表張り等	○	
	3	固定されたカーベットの張替え	○	
	4	床の断熱材新設・取替え工事	○	
	5	段差の解消工事・改修工事	△	(バリアフリー工事)
	6	床仕上げ材の取替え・補修・変更	○	
	7	絨毯、畳の上敷き等	×	既設床仕上げ材の上に敷き置くものは対象外。
壁工事				
	1	壁仕上げ材の取替え・補修・変更	○	クロスの貼替えを含む。
	2	タイル貼替え・補修・変更	○	
	3	壁の塗替え・新設塗り	○	
	4	腰壁の補修・取替え・新設	○	
	5	壁の断熱材新設・取替え	○	
	6	壁仕上げ材の取替え・補修・変更	○	
天井工事				
	1	天井仕上げ材の張替え・補修・変更	○	クロスの貼替えを含む。
	2	天井の塗替え・新設塗り	○	
	3	天井の断熱材新設・取替え	○	
	4	天井仕上げ材の張替え・補修・変更	○	
その他工事				
	1	和室(洋室)を洋室(和室)に変更	○	
	2	間取りの変更改修	○	
	3	玄関式台の改修・変更	△	(バリアフリー工事)
	4	室内手すりの取付け	△	(バリアフリー工事)
	5	階段手すりの取付け	△	(バリアフリー工事)
	6	バルコニー・サンルームの改修・新設・取替え	○	
	7	カーテンのみの取付け・取替え	×	
	8	その他のバリアフリー工事	△	(バリアフリー工事)
	9	耐震補強工事(部分補強工事を含む)	×	
	10	その他、住宅部分の増・改築	○	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要。
【建具・開口部】				
	1	外部開口部シャッター補修・取替え・新設	○	雨戸の新設・取替えを含む。
	2	サッシの取替え	○	
	3	断熱サッシに取替え	○	
	4	強化ガラスに入替え	○	
	5	複層ガラスに入替え	○	
	6	内窓の設置・改修	○	
	7	面格子の設置・改修	○	
	8	ドアの取替え・塗替え・仕上げの貼替え・新設	○	
	9	障子・ふすま戸の入替え・張替え	○	
	10	木製建具の取替え・塗替え・仕上げの貼替え・新設	○	
	11	網戸の新設・取替え	○	
	12	網戸の網のみの張替え	×	
	13	防犯フィルムのみの新設・張り替え	×	
【台所】				
	1	システムキッチンの新設・取替え	○	組込まれた機器を含む。
	2	システムキッチン組込み機器の取替え・部品交換	×	
	3	流し台の新設・取替え	○	IHクッキングヒーター・ガスレンジを含む。
	4	レンジフードの新設・取替え	○	
	5	ガスレンジのみの取替え	×	製品のみの取替は対象外。
	6	IHクッキングヒーターのみの取替え	×	製品のみの取替は対象外。
	7	ガスレンジからIHクッキングヒーターへの取替え	×	製品のみの取替は対象外。
	8	IHクッキングヒーター新設用電源工事	○	盤改造・配線等工事費は対象。
【浴室】				
	1	浴室の新設・浴槽の取替え	○	
	2	ユニットバス・シャワーユニットの新設・取替え	○	
	3	床・壁の浴槽タイルの改修・変更	○	
	4	浴室手すりの取付け・新設	△	(バリアフリー工事)

	5	天井張替え・塗替え・変更	○	
	6	換気扇の新設・機種の変更	○	同種の取替えは対象外。
【洗面室】				
	1	洗面化粧台の新設・機種の変更	○	同種の取替えは対象外。
	2	洗濯パンの新設・機種の変更	○	同種の取替えは対象外。
【便所】				
	1	和式から洋式便所への改修	○	
	2	水洗便所への改修・変更	△	(バリアフリー工事)
	3	洋式便器の製品のみの取替え	×	製品のみの取替えは対象外。
	4	洗浄便座の製品のみの新設・取替え	×	製品のみの取替えは対象外。
	5	手すりの取付け・取替え	△	(バリアフリー工事)
【給湯設備】				
	1	台所・浴室等のリフォームに伴う給湯器・エコキュートの新設・変更による取替え	○	※「台所・浴室等のリフォーム」とは最低限として給湯栓(蛇口1か所以上の改修)から給湯器までの配管一式を含む工事。
	2	給湯器・エコキュートの修理・部品の交換	×	
	3	給湯器のみの交換・取替え	×	
	4	エコキュートのみの新設・取替え	×	
【下水道設備・排水設備】				
	1	台所・便所・浴室等のリフォームに伴う農業集落排水接続工事・排水配管工事	○	※「台所・便所・浴室等のリフォーム」とは、最低限「流し台の取替え」、「内装工事を含む便器の取替え」、「浴槽の交換」又は「洗面台の新設、変更交換」を含む工事です。
	2	ミニティ・プラントの屋外つなぎごみのみの工事	×	
	3	浄化槽の工事	×	
【給水設備・ガス設備】				
	1	住宅内(建築物内)での給水・ガス配管を含む新設・増設・取替え	○	
	2	給水配管・ガス配管の屋外のみの工事	×	
【電気設備】				
	1	電力用配線・配管・分電盤の新設・増設・取替え	×	
	2	リフォームに伴う電化製品(エアコン・換気扇・照明器具)の新設・取替え	○	※「リフォーム」とは最低限、電化製品の設置を行う居室の床、壁、天井について1面以上の内装改修を施工する工事。
	3	電化製品(エアコン・換気扇・照明器具)のみの取付け	×	
	4	電化製品(エアコン・換気扇・照明器具)のみの修理・部品交換	×	
	5	家庭用火災報知機の新設	×	
	6	アンテナ取替え・新設工事(配線共)	×	
	7	防犯ライト等の取付	×	
	8	リフォームに伴う電話(インターネットを含む)の配線工事	○	※「リフォーム」とは最低限、配線工事を行う居室の床、壁、天井について1面以上の内装改修を施工する工事。
【その他設備】				
	1	太陽光発電システムの設置・増設・変更	×	
	2	電気式床暖房の新設・増設・変更	○	
	3	温水式床暖房の新設・増設・変更	○	
【外構】				
	1	カーポートの新設・増設・変更	×	
	2	ウッドデッキの新設・増設・変更	×	
	3	造園(庭園)の新設・増設・変更	×	
	4	門扉の新設・取替え・変更	×	
	5	ブロック塀・石帯等の撤去並びにフェンス・生垣等の設置	○	備考参照
	6	植樹・剪定等の植栽工事	×	
【その他】				
	1	住宅の取り壊し(全部・一部)工事	△	解体工事のみは×(廃材の処分も含む)。
	2	車庫・物置の増改築	×	
	3	住宅と別棟の倉庫、車庫等の工事費	×	
	4	個人住宅の建物と同一種でない部分の工事	×	
	5	ハウスクリーニング、排水管清掃費	×	
	6	ガス・石油暖房器具等及び家具の購入・設置	×	
	7	雨水タンク設備の設置・補修工事	×	
	8	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	×	

備考

工事内容：ブロック塀・石塀の撤去工事並びに生垣・フェンス等設置工事

対象となるもの

住宅に付属するもので、次の1から3のいずれかに該当するもの。ただし2の適用をする場合は1を要件とする。

1. 道路境界沿い^{※1}の高さ^{※2}50cmを超える既存ブロック塀、石塀、門柱（塀の基礎及び土留めを含む）を撤去するもの。

2. 造り替えをする場合は、次の（ア）から（エ）全てに該当するもの

（ア）. 道路境界沿いに設置すること。

（イ）. 設置後は次の①から④のいずれかに該当すること。（併用は可能）

①生垣（樹種および植樹については、適正に管理できるものを選ぶこと。）

②フェンス、木柵等（基礎・土留め部分を除く立上りの高さは40cm以下とする。）

（例：図1）

③高さ1.2m以下のブロック塀、石塀（例：図2）

④土留め（高さ2.0mを超える場合は建築基準法による確認申請の手続きが必要です。）

（ブロック塀等の基礎は土留めを兼用しないように設置すること）

（ウ）. 土留め、ブロック塀、石塀、フェンス、木柵、生垣等は①から③の道路境界線を

越境しない位置に設置すること。

①建築基準法第42条第2項による道路に面している場合は、道路の境界線とみなす線まで後退した位置

②その他、各種法令に適合する位置

（エ）. 土留め、ブロック塀、石塀は構造上安全であること。

（仕様等も基準^{※3}に適合していること。）

3. 既存^{※4}の土留め、ブロック塀、石塀を基準^{※3}に適合するように補強等を行うもの。

<____※の解説>

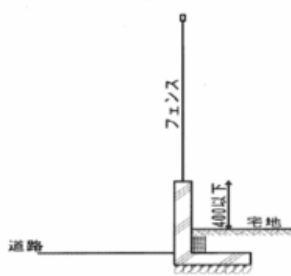
※1原則、現況の道路境界線より1m以内の範囲をいう。

※2原則、道路面からの高さをいう。

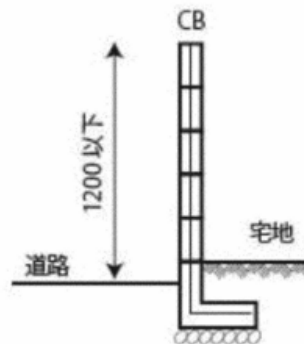
※3基準については、建設課若しくは長生土木事務所建築宅地課にご相談をください。

※4建築基準法上、違法なものは除く。

（例：図1）



（例：図2）



別記

様式第 1 号 (第 6 条関係)

白子町住宅リフォーム補助金交付申請書

年 月 日

白子町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり住宅リフォーム補助金の交付を受けたいので、白子町住宅リフォーム補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

住宅の所有者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	電話番号	
町内施工業者	住 所	(町内に本店を有する法人にあっては、その所在地)
	氏 名	(町内に本店を有する法人にあっては、その名称及び代表者氏名)
	電話番号	
工事内容		
工事予定金額		円(税込)
工事予定期間		許可日から 年 月 日まで
添付書類		(1) 住民票の写し(町内に住所を有し個人情報の閲覧に同意した場合は省略可) (2) 世帯員全員の納税証明書(町内に住所を有し個人情報の閲覧に同意した場合は省略可) (3) 確約書(町外に住所のある者に限る。) (4) リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真 (5) リフォーム工事見積書の写し (6) リフォーム工事の内容を明らかにする図面及び仕様書

※町内に住所を有する者のみ

下記の個人情報の閲覧について町長が確認することに

同意します。

同意しません。

記

個人情報の閲覧を同意する項目

- 1 世帯全員の住民票
- 2 町民税
- 3 固定資産税
- 4 軽自動車税
- 5 国民健康保険税
- 6 介護保険料
- 7 コミュニティ・プラント使用料等

※ 同意して申請者を含む世帯全員が記名押印をする場合は、上記添付書類のうち（１）及び（２）の提出は不要。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

白子町長

印

白子町住宅リフォーム補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白子町住宅リフォーム補助金については、下記のとおり交付（不交付）することに決定したので、白子町住宅リフォーム補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定

補助金交付決定額 円（限度額 20万円）

（内訳）工事予定金額 円×1/10= 円（千円未満切り捨て）

2 不交付

理由

（補助金交付の条件）

- （1） 補助対象工事の内容を変更しようとするときは、町長の承認を受けること。
- （2） この補助金を受ける権利を第三者に譲渡したり、担保に供することは出来ません。
- （3） 補助対象工事が完了したときは、速やかに実績報告書を関係書類とともに提出すること。
- （4） 補助金の申請にあたり、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消いたします。また、既に補助金の交付を受けているときは、その金額を返還していただきます。

様式第4号（第8条関係）

白子町住宅リフォーム補助事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

白子町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された白子町住宅リフォーム補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、白子町住宅リフォーム補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更（中止）の理由			
変更の内容	工事予定金額 （税込）	変更前	変更後
		円	円
添付書類		(1) 変更箇所の写真 (2) 変更後のリフォーム工事見積書の写し (3) 変更内容を明らかにする図面 (4) その他町長が必要と認める書類	

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

白子町長

印

白子町住宅リフォーム補助事業変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止）については、下記のとおり決定したので、白子町住宅リフォーム補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

(変更・中止) 承認の可否	可 ・ 否 (否とした理由)
変更を承認する事業の内容	
変更後の補助事業工事予定金額	円 (税込)
変更後の補助金交付決定額	円
備 考	

様式第6号（第10条関係）

白子町住宅リフォーム補助金実績報告書

年 月 日

白子町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された白子町住宅
リフォーム補助金に係るリフォーム工事が完了したので、白子町住宅リフォーム補助金交
付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

住宅の所在地		白子町			
町内 施 工 業 者	住 所	(町内に本店を有する法人にあつては、その所在地)			
	氏 名	(町内に本店を有する法人にあつては、その名称及び代表者氏名)			
	電 話 番 号				
工 事 内 容					
工 事 期 間		着手	年 月 日	完了	年 月 日
工 事 金 額		円 (税込)			
補助金交付決定額		円			
添 付 書 類		(1) 契約書又は請書の写し (2) 領収書の写し (3) リフォーム工事後の住宅状況を明らかにする写真 (4) その他町長が必要と認める書類			

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

白子町長

印

白子町住宅リフォーム補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった白子町住宅リフォーム補助金について、
下記のとおり補助金額を確定したので、白子町住宅リフォーム補助金交付要綱第11条の
規定により通知します。

記

補助金交付確定額

円

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

白子町住宅リフォーム補助金交付請求書

白子町長

請求者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって補助金の確定通知を受けた
白子町住宅リフォーム補助金について、白子町住宅リフォーム補助金交付要綱第12条の
規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 _____ 円

2 補助金の振込み先

金融機関名	銀行・信用組合 農協・労働金庫 ゆうちょ銀行	支店 支所
預金の種類	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

※補助金の振込み先口座は、申請者ご本人の金融機関口座に限ります。